



令和3年4月提供分からの基準です。

訪問型サービスの基準（令和3年4月提供分から）

名称	介護予防訪問介護サービス	介護予防生活支援サービス
類型	訪問型サービスA【緩和型】	
	身体介護型	生活援助型
サービス内容	入浴、洗髪、部分浴、排泄、衣服の着脱、指示に基づくリハビリ、指示に基づくバイタルサインのチェック、生活訓練 等 ※身体介護を伴うもの	家事の代行（掃除、調理、買い物代行、ゴミ出し等）、服薬介助 等 ※生活援助のみ、身体介護を伴わないもの
サービス時間	20分未満 ・ 20分以上	20分未満 ・ 20分以上
人員	<p>【管理者】専従1以上</p> <p>【訪問介護員等】常勤換算2.5以上</p> <p>《資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者》</p> <p>【サービス提供責任者】</p> <p>常勤の訪問介護員等のうち、利用者50人に1人以上</p> <p>《資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者》</p>	<p>【管理者】専従1以上</p> <p>【訪問介護員等】常勤換算2.5以上</p> <p>《資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者 または、訪問介護員3級課程修了者》</p> <p>【サービス提供責任者】</p> <p>常勤の訪問介護員等のうち、利用者50人に1人以上</p> <p>《資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程又は1級課程修了者》</p>
設備	<p>*事業の運営に必要な広さを有する専用の区画（事務室・相談スペース）</p> <p>*必要な設備・備品</p>	
運営	<p>*必要に応じて個別サービス計画の作成</p> <p>*重要事項等の説明、同意</p> <p>*提供拒否の禁止</p> <p>*従業者の清潔の保持、健康状態の管理</p> <p>*秘密保持等</p> <p>*事故発生時の対応</p> <p>*廃止休止の届出と便宜の提供 等</p>	<p>*感染症対策の強化</p> <p>*業務継続に向けた取組みの強化</p> <p>*ハラスメント対策の強化</p> <p>*高齢者虐待防止の推進</p>

※月途中の事業所変更は原則不可



令和3年4月提供分からの単価です。

訪問型サービスの単価（令和3年4月提供分から）

名称	介護予防訪問介護サービス	介護予防生活支援サービス
類型	訪問型サービスA【緩和型】	
	身体介護型	生活援助型
単価	【事業対象者、要支援1】 235単位/回（1月に10回まで） 【要支援2】 235単位/回（1月に14回まで）	【事業対象者、要支援1】 157単位/回（1月に10回まで） 【要支援2】 157単位/回（1月に14回まで）
	≪短時間サービス20分未満≫ 【事業対象者、要支援1】 112単位/回（1月に22回まで） 【要支援2】 112単位/回（1月に31回まで）	≪短時間サービス20分未満≫ 【事業対象者、要支援1】 90単位/回（1月に22回まで） 【要支援2】 90単位/回（1月に31回まで）
	＊初回加算 200単位/月 ＊生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月 ＊生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月 ＊介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ） ＊介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）	
	1単位あたりの単価	10.42円
サービスコード	A3（身体介護型・生活援助型）	